

政令番号15 アセナフテン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（令和4年度）
 (E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

都道府県コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・移動量合計
		大気への排出	水域への排出	土壌への排出・所内埋立	排出量合計	下水道への移動量	廃棄物搬出	移動量合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県	1.6E+2			160.0		3.6E+2	360.0	520.0
8	茨城県	3.7E+0			3.7		3.6E+2	360.0	363.7
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県	5.1E+0			5.1				5.1
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県	1.2E+2			123.0				123.0
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県	1.0E+4			10,000.0		9.6E+1	96.0	10,096.0
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.0E-1			0.1				0.1
24	三重県						1.0E+3	1,000.0	1,000.0
25	滋賀県	4.2E+0			4.2				4.2
26	京都府								
27	大阪府								
28	兵庫県	4.4E+0			4.4		2.5E+0	2.5	6.9
29	奈良県								
30	和歌山県	2.0E-1			0.2		6.8E+1	68.0	68.2
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	1.9E+0			1.9				1.9
34	広島県								
35	山口県								
36	徳島県								
37	香川県						3.0E+3	3,010.0	3,010.0
38	愛媛県								
39	高知県								
40	福岡県	1.1E+3			1,131.0				1,131.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		1.1E+4			11,433.6		4.9E+3	4,896.5	16,330.1

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。